

令和5年 第3回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和5年 5月11日 開会

令和5年 5月11日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第3回臨時会

令和5年5月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第18号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）
- 4 議案第19号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第20号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第21号 財産の取得について
- 7 議案第22号 財産の取得について
- 8 議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	1番	砂場明君		2番	土屋慎一君
	3番	高田英利君		4番	野崎敬恭君
	5番	中川清美君		6番	静川広巳君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	安田良弘君
住民課長	中田帯刀君
住民課主幹	國田幹夫君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	城宝睦己君
産業課長	馬狩範一君

産業課主幹
建設課長
建設課技術長
教育委員
事務局局長

山崎 哲 君
上嶋 文 君
竹田 圭 君
横井 正 樹 君

○出席事務局職員

局長
局書記

國田 朋 子 君
藤澤 翔 太 郎 君

◎開会の宣言

○議長（小松正年君）

本日の出席人数は8名全員でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和5年第3回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番 中川議員、6番 静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第18号

○議長（小松正年君）

日程第3、議案第18号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

議案第18号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,038万8千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,238万5千円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月11日 提出

北海道浦臼町長 川畑 智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

3款民生費、2項7目子育て世帯臨時特別給付金事業費、補正額41万1千円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活や暮らしを支援するため、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯等に対しまして、児童一人あたり5万円を給付するものであります。財源につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を活用するものであります。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額980万4千円の追加でございます。令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費並びにワクチン接種業務を委託する医療機関に関する経費を計上するものでございます。接種業務の財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を活用し、接種体制を確保するための経費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を活用する予定となっており、補助金の交付が明らかになり次第、歳入予算を補正し、財源更正することといたします。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額17万3千円の追加でございます。ぶどうの丘恵彩館の貫流ボイラーダンパーモーターの修繕費用を計上するものでございます。

歳出合計1,038万8千円の追加でございます。

以上が歳出についてのご説明でございます。

つづきまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、補正額598万1千円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして、医療機関等に支出する接種委託料部分に対する負担金となっております。

2項1目民生費国庫補助金、補正額41万円の追加でございます。本補正予算案の歳出において計上してございます子育て世帯臨時特別給付金事業に係る補助金でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額399万7千円の追加でございます。財源調整のため、財政調整基金からの繰り入れにより対応するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の1,038万8千円の追加となっております。

以上が議案第18号令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。
これより、議案第18号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。
したがって、議案第18号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号

○議 長（小松正年君）

日程第4、議案第19号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案3ページをお開き願います。
議案第19号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。
令和5年5月11日提出
浦臼町長 川畑智昭
提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。
内容につきましては参考資料により説明いたします。
資料1ページをお開きください。
第2条第3項のただし書き中、「20万円」を「22万円」に、第21条第1項中、「20万円」を「22万円」に、同項第2号中、「28万5千円」を「29万円」に、同項第3号中、「52万円」を「53万5千円」に改正するものでございます。

資料 2 ページをお開き願います。

第 22 条の 2 中、「第 23 条の 2」を「第 23 条の 2 第 1 項」に改め、第 23 条の 2 第 2 項中、「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改正するものでございます。

資料 3 ページをお開き願います。

附則第 2 項中、「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改め、附則第 3 項、第 4 項、資料 4 ページから 5 ページの第 6 項から第 9 項まで、第 10 項及び第 11 項中、「第 21 条第 1 項の」を「第 21 条の」に改めるものでございます。

議案 4 ページにお戻り願います。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が議案第 19 号についての説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 19 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第 19 号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 20 号

○議 長（小松正年君）

日程第5、議案第20号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案第20号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和5年5月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由を説明いたします。

使用料上限を物価等の高騰に即した金額に改正するとともに使用料区分を一部廃止し、指定管理者における使用料設定の自由度を高め経営の効率化を図るものでございます。

内容につきましては新旧対照表で説明いたしますので別冊参考資料7ページをお開き願います。

第7条第1項関係の別表中、宿泊室・宿泊使用料を宿泊室毎の区分を廃止し1泊1人につき宿泊上限額を6,500円とし、時間使用上限額を1,500円、大研修室の宿泊使用上限額を1泊1人につき、一律3,500円、時間使用上限額を全部使用、部分使用の上限額をそれぞれ5,500円、3,600円に改正するものでございます。

議案書7ページにお戻りください。

附則 この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第20号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第20号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

○議 長(小松正年君)

日程第6、議案第21号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

議案書の8ページをお開き願います。

議案第21号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和5年5月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年浦臼町条例第16号)第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1. 名称・種類・数量でございますが、マイクロバス(29人乗り・4WD)1台でございます。

2. 契約の目的でございますが、町営バス車両の更新でございます。令和5年度過疎対策事業債で購入するものでございます。

3. 契約の方法でございますが、随意契約でございます。

4. 契約金額でございますが、1,417万8,760円、うち消費税128万4,600円でございます。

5. 契約の相手方でございますが、神奈川県川崎市中原区大倉町10番地、

三菱ふそうトラック・バス株式会社、代表取締役カール・デッペン氏でございます。

以上が議案第21号 財産の取得についての内容でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長(小松正年君)

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第21号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議 長（小松正年君）

日程第7、議案第22号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○総務課長（上嶋俊文君）

議案書9ページをお開きください。

議案第22号 財産の取得について

次のとおり財産の購入契約を締結する。

令和5年5月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、（昭和39年浦臼町条例第16号）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1. 名称・種類・数量につきましては、ロータリ除雪車（1.5メートル・900トン）1台。

2. 契約の目的につきましては、冬期間の町道等の除雪に対応するためのもので、令和5年度社会資本整備総合交付金事業を活用し、整備するものでございます。

3. 契約の方法は、指名競争入札。

4. 契約の金額は、3,410万8,840円、うち消費税額310万円でございます。

5. 契約の相手方につきましては、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川崎建機株式会社、代表取締役 丹野司氏でございます。

以上が議案第22号 財産の取得についての説明です。

ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

◎閉会の宣告

起立全員です。

したがって、議案第22号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配布のとおりですが、これを派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和5年第3回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時20分